

委託契約書（案）

令和8年度

「企業誘致推進事業（企業誘致マッチング
支援業務）」委託業務



うるま市 経済産業部 産業政策課

令和8年度 企業誘致推進事業（企業誘致マッチング支援業務）

委託契約書

うるま市長 中村正人（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、うるま市企業誘致推進事業（企業誘致マッチング支援業務）（以下「本業務」という。）について、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1, 委託業務名：令和8年度 うるま市企業誘致推進事業（企業誘致マッチング支援業務）
- 2, 履行場所：日本国内外
- 3, 業務委託料：うるま市企業誘致推進事業実施要綱（うるま市告示114号）第7条に基づき、企業誘致情報提供書の受付1件につき200,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、●,●●●,●●●円（●件分）を上限とする。
- 4, 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月5日（金）までとする。
- 5, 契約保証金：うるま市契約規則第6条のとおり（同上第2項の各号に該当する場合は、全部又は一部を免除する場合がある）。

本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、本契約は契約締結の日にかかわらず、発注者及び受注者が合意した次に掲げる日にちから効力を有するものとする。

令和●年●月●日

甲 うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市長 中村 正人

乙

業務委託契約書（約款）

第1条（目的）

乙は、うるま市企業誘致推進事業実施要綱（うるま市告示114号）に基づき、新たに市内に進出しようとしている法人等（以下、「誘致対象企業」という。）に対して、企業誘致活動を行い、誘致対象企業に係る情報提供及び、本市と誘致対象企業とのマッチングを支援することを目的として、甲から本業務を受託する。

第2条（仕様書の遵守）

乙は、うるま市企業誘致推進事業実施要綱及び関連法令諸規則（要綱等を含む。）を遵守し、別紙仕様書に従って業務を実施しなければならない。

2 本業務の着手にあたり、誘致対象企業の業種・業態等の候補について、予め甲と協議を行い、甲の同意を得なければならない。

第3条（業務の遂行及び第三者実施の禁止）

本業務は、要綱第3条に基づき甲から「企業誘致推進員」として認定を受けた者（以下「推進員」という。）自らが誠実に実施しなければならない。

2 乙は、甲により認定された推進員以外の第三者に本業務を行わせてはならない。

第4条（再委託）

乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託（業務の一部を委託することを含む）してはならない。推進員以外の者に本業務の一部を行わせる場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が事前に甲の書面による承認を得た場合は、限定的に再委託をすることができる。この場合、甲は承認にあたって必要な条件を付すことができる。

3 乙は、前項に基づき再委託を行う場合、再委託先の行為について甲に対しすべての責任を負い、乙が本契約を遵守するために必要な事項（秘密保持、個人情報保護等）について、再委託先と書面で契約を締結しなければならない。

第5条（債権譲渡の禁止）

乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第6条（調査職員の指定）

甲は、本業務の適正かつ円滑な履行を確保するため、調査職員を任命し、乙に通知する

ことができる。

2 乙は、甲及び甲の指定する調査職員の要請又は協議に誠実に対応するとともに、その職務に協力しなければならない。ただし、甲及び調査職員は、乙の業務の遂行方法及び乙の推進員の労務管理等に関し、直接の指揮命令を行ってはならない。

第7条（情報の収集及び活動に関する責務）

乙（推進員を含む。以下本条において同じ。）は、情報収集に関して違法又は不当な行為を行ってはならない。

2 乙は、企業誘致活動にあたり、誘致対象企業の営利活動に損害を与えてはならない。

3 本業務の履行に関して、苦情、紛争等が生じたときは、乙は自らの責任と費用においてこれを処理・解決しなければならない。

第8条（誘致対象企業に関する情報の提供）

乙の推進員は、うるま市企業誘致推進事業実施要綱第5条に基づき、甲に対して誘致対象企業の情報を提供しようとするときは、仕様書に定める主な企業誘致箇所及び計画等、並びに想定業種に基づき活動を行い、当該誘致対象企業から「企業情報の提供に関する同意書（様式第3号添付別紙）」を徴取して、予め同意を得なければならない。

2 乙は、前項の同意を得た上で、企業誘致情報提供書（様式第3号。以下「情報提供書」という。）に当該同意書等を添えて、甲に提出するものとする。

第9条（企業誘致情報の審査及び不受理）

甲は、前条の規定による情報提供があったときは、要綱第6条に基づき次の各号に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 誘致対象企業について情報提供のあった時点で、既に他の企業誘致推進員から同様の情報を受け付けていたとき。
- (2) 企業誘致推進員自らが、情報提供をした誘致対象企業の事業主（顧問又は役員を含む。）であるとき。
- (3) 企業誘致推進員の所属する企業の代表者（顧問又は役員を含む。）と誘致対象企業の代表者（顧問又は役員を含む。）が同一人物であるとき。
- (4) 提出された企業誘致情報が第3条第4項に規定する業務委託契約書に添付する仕様書の内容に反するとき。

2 甲は、前項の審査の結果、情報提供を承認又は不承認する旨、企業誘致情報受付通知書（様式第4号）により、乙（推進員）に通知するものとする。

第10条（業務委託料の請求）

乙は、前条第2項の規定により情報提供が承認された場合、請求書（様式第5号）に企業誘致情報受付通知書の写しを添えて、甲に業務委託料の支払いを請求することができる。

第11条（業務委託料の支払い及び遅延利息）

甲は、乙から請求書を受領した日から30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該休日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間（以下「約定期間」という。）内に支払を行わなければならない。

2 甲の責に帰すべき事由により、業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第12条（個人情報の取扱い）

乙（推進員を含む。以下本条において同じ。）は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号より当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することにつき約定しなければならない。

3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（1）甲から預託された個人情報を第三者（前条に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（2）甲から預託された個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

4 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 甲は、必要があると認めるときには、所属職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対し必要な支持をさせることができる。

6 乙は、委託業務を完了し、又は解除したときは、甲から預託された個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判断不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄しなければならない。ただし、

甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。

7 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復元等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、乙は甲の指示に従わなければならない。

8 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別に指示した場合はそれに従わなければならない。

9 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。

10 本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

第13条（反社会勢力の排除及び解除）

乙（乙が法人等の場合は、その代表者、役員、又は実質的に経営を支配している者を含む。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配している、又は経営に関与していると認められるもの

(5) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる関係を有すること

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること

(7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること

2 乙は、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用してはならない。また、契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結してはならない。

3 甲は、乙が前二項の規定に違反していることが判明した場合は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

第14条（甲による即時解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。

- （1）乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期間までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたととき。
- （2）乙が正当な事由なく解除を申し出たとき。
- （3）要綱第9条に基づき、乙の推進員の認定を取り消されたとき。
- （4）本契約（第12条の個人情報保護、第13条の反社会的勢力排除、第16条の秘密保持義務を含む）の条項に違反したとき。
- （5）申請書若しくは情報提供書に事実と異なる記載があったとき、又は違法若しくは不当な行為があったと認められるとき。

第15条（業務委託料の返還及び損害賠償）

甲は、前条に基づき本契約を解除した場合において、要綱第10条の規定に基づき、既に支払済みの業務委託料の全部又は一部について、期間を定めてその返還を請求することができる。乙は、甲から返還請求があったときは、甲の指定する期日及び方法により、当該金員を速やかに返還しなければならない。

2 乙が本契約の各条項に違反したことにより甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し、その損害（返還金とは別個の実際の損害）を賠償する責めを負う。

第16条（秘密の保持）

乙（推進員及び乙の従業員を含む）は、本業務の履行に関して知り得た一切の情報（甲より開示された資料、誘致対象企業に関する情報等を含む）を秘密として保持し、第三者に漏えいし、又は本契約の目的以外の目的に使用してはならない。

乙は、本業務を完了し、又は本契約が解除若しくは失効した後においても、前項の秘密保持義務を負うものとする。

第17条（契約書の解釈）

本契約に関する一切の事項について、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

3 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を所管する地方裁判所の所管に専属する。